

県内高齢者施設を運営する法人 代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長  
(公印省略)

鳥取県社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金交付要綱の一部改正および提出期限について(通知)

本県の高齢者福祉施策の推進について、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。  
今般の県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を受け、社会福祉施設等が行うPCR検査等への支援について、下記の通り一部改正します。当補助金の活用により、検査体制の一層の強化を図っていただきますようお願いいたします。

補助金の交付申請手続き等については、当課ホームページを御確認下さい。

(担当:介護保険・施設担当 田村、北村 電話0857-26-7175)

記

1 改正内容

改正前	改正後
1. 全職員等を対象とする一斉検査、定期検査等も補助対象とする。 ※ <u>令和4年2月10日から同年8月31日までの時限措置</u>	1. 全職員等を対象とする一斉検査、定期検査等も補助対象とする。 ※ <u>令和4年2月10日から同年9月30日までの時限措置</u>
2. 別表(第3条関係) 2 実施主体 1~5 略	2. 別表(第3条関係) 2 実施主体 1~5 略 <u>6 1~5に実習生等を派遣する派遣元施設</u>
3 補助対象経費 左欄の社会福祉施設等の職員及び利用者(薬局については職員のみとする。)に対して行うPCR検査等(任意検査)に要する経費のうち、当該施設等が負担した経費(診療報酬の算定対象となる経費は除く。)(消費税及び地方消費税は除く。)	3 補助対象経費 左欄の社会福祉施設等の職員及び利用者(薬局については職員のみとする。)に対して行うPCR検査等及び <u>職員の自宅待機期間の短縮を目的に職員家族に対して行うPCR検査等</u> (任意検査)に要する経費のうち、当該施設等が負担した経費(診療報酬の算定対象となる経費は除く。)(消費税及び地方消費税は除く。)

2 対象(別表改正分)

令和4年8月18日以降の検査分

3 提出期限

令和4年9月30日(金) ※令和4年8月検査実施分

令和4年10月31日(月) ※令和4年9月検査実施分

※提出期限までに必要書類が揃わない場合は、必要書類が揃い次第速やかにご提出ください。

4 提出先

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 介護保険・施設担当 田村宛

住所:〒680-8570 鳥取市東町<sup>エ</sup>一丁目220番地

メール: choujyushakai@pref.tottori.lg.jp